

香芝市立真美ヶ丘西小学校給食調理業務施設等使用契約書

令和 年 月 日付けで香芝市（以下「発注者」という。）と （以下「受注者」という。）が締結した香芝市立真美ヶ丘西小学校給食調理業務委託契約書第14条の規定により、給食施設、設備及び機器類の使用及び管理について、次のとおり契約を締結する。

（使用物件）

第1条 発注者は、香芝市立真美ヶ丘西小学校給食施設及び別表に定める給食施設備品（以下「施設等」という。）について、香芝市立真美ヶ丘西小学校給食調理業務委託契約を履行するために受注者が使用することを許可する。

（使用の期間）

第2条 施設等の使用の期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までとする。

（負担金及び納入方法）

第3条 発注者は、受注者に施設等を使用することを許可するに当たり、負担金の支払を求めることができる。

2 受注者が負担する負担金の総額は、金 円とし、各年度における納付額は、それぞれ金 円とする。

3 前項の負担金の納付の方法については、発注者の指定するところによる。

（施設等の管理）

第4条 受注者は、施設等について、善良な管理者の注意をもって維持保全するものとする。

（経費の負担）

第5条 受注者は、使用の許可を受けた施設等に修理等の必要が生じたときは、発注者に申し出ることとし、発注者が必要であると認めたときは、発注者の負担により修理等を行うものとする。ただし、受注者の責めに帰すべき原因による場合は、発注者の許可を得て受注者の負担により修理等を行うものとする。

（施設等使用権の譲渡等の禁止）

第6条 受注者は、施設等の使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（第三者に損害を及ぼした場合の措置）

第7条 受注者は、施設等の使用により第三者に損害を及ぼした場合は、受注者の負担において賠償しなければならない。

（契約の解除）

第8条 発注者は、受注者がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

（返還）

第9条 使用期間が満了した場合又は前条の規定によりこの契約を解除した場合は、受注者の負担において施設等を発注者の指定する期日までに原状に復して発注者に返還しなければならない。

（原状回復義務）

第10条 受注者は、自らの過失により施設等を滅失し、又は損傷した場合は、原状の回復及び損害賠償の義務を負い、その費用は、受注者の負担とする。

(損害賠償)

第11条 使用期間が満了した場合又は第9条の規定によりこの契約を解除した場合において受注者に損害が生じたときは、受注者は、発注者にその賠償を請求しないものとする。

(その他の細目)

第12条 この契約に定めのない細目については、別途定めるものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 奈良県香芝市本町1397番地
香芝市
市長 三 橋 和 史

受注者

別表（第1条関係）

番 号	品 名	数 量
1	回転釜	4
2	立体炊飯機	3
3	給湯器	1
4	1 槽シンク	2
5	2 槽シンク	3
6	調理台	3
7	移動台	4
8	脇台	2
9	検収台	1
1 0	台	1
1 1	丸型ざる置き台	2
1 2	食器洗浄機	1
1 3	食器洗浄用シンク	1
1 4	包丁まな板殺菌庫	1
1 5	食器消毒保管庫	4
1 6	牛乳保冷库	1
1 7	冷蔵庫	1
1 8	球根皮むき機	1
1 9	冷凍冷蔵庫	1
2 0	野菜裁断機	1
2 1	野菜カッター	6
2 2	フードスライサー	1
2 3	洗米機	1
2 4	ワゴン	1 7
2 5	タライ	2
2 6	ざる	1 3
2 7	深ざる	6

2 8	ミルクパン	6
2 9	バケツ	1
3 0	計量バケツ	1 4
3 1	油用食缶	5
3 2	油用バット	1 3
3 3	バット	8
3 4	盆	5
3 5	ふた付天ぷら入れ	6
3 6	二重保温食缶	3 0
3 7	バイキング用皿	1 4
3 8	検収用台秤	1
3 9	上皿秤	1
4 0	温湿度計	1
4 1	温度計	1
4 2	赤外線放射温度計	1
4 3	一斗缶角ロート	1
4 4	ラック	1
4 5	ボール	3 0
4 6	ののじ	1
4 7	ホワイトボード	2
4 8	サンプルケース	1
4 9	ペーパータオルホルダー	4
5 0	脚立	1
5 1	台車	1
5 2	下駄箱	1
5 3	I H調理器	1